



取引説明書

(契約締結前交付書面)

【2019年2月】

エキサイトワン

エキサイトワン株式会社

金融商品取引業(第一種金融商品取引業、投資助言・代理業)

登録番号： 関東財務局長(金商)第245号

加入協会： 一般社団法人 金融先物取引業協会

一般社団法人 日本投資顧問業協会

〒106-0047 東京都港区南麻布3-20-1 Daiwa麻布テラス4階

電話：(03)6635-6821(大代表)

店頭外国為替証拠金取引をされるに当たっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解下さい。

店頭外国為替証拠金取引は、外国為替を指標とするため通貨の価格や金利水準の変動により損失が生ずることがあります。店頭外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究、理解し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

目 次

店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について	1
店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて	5
・取引の方法	5
・証拠金	8
・決済に伴う金銭の授受	8
・課税上の取扱い	8
店頭外国為替証拠金取引の手続きについて	10
店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為	12
当社の概要及び苦情受付窓口・苦情処理・紛争解決について	15
店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語	16

本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第37条の3の規定に基づきお客様に交付する書面で、同法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第1号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である店頭外国為替証拠金取引について説明します。

店頭外国為替証拠金取引のリスク等 重要事項について

- 店頭外国為替証拠金取引をされるに当たっては、本説明書及び約款の内容を十分に読んでご理解ください。
- 当社がインターネット上のオンラインシステム「macaso」（以下「本システム」という）を利用して提供する店頭外国為替証拠金取引（以下「本取引」という）は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。また、取引対象である通貨の金利の変動によりスワップポイントが受取りから支払いに転じることもあります。さらに、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。
- 相場状況の急変により、ビッド価格とオファー価格の спреッド幅が広がったり、意図した取引ができない可能性があります。
- 本システム又は当社及びお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消し、照会等が行えない可能性があります、それに起因してお客様が損失を被る可能性があります。
- 本取引の取引手数料は無料です。
- お客様は、当社の提供する本システムを利用して店頭外国為替証拠金取引を当社との相対取引で行います。
- 当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的とするカバー取引を次の業者と行っています。

Triple A Experts Investment Services S.A.

（金融商品取引業：監督当局はギリシャ共和国・HCMC（ギリシャ資本市場委員会））

Forex Capital Markets Limited

（金融商品取引業：監督当局は英国・FCA（金融行為規制機構））

お客様からの注文は当社のディーラーを介さず直接カバー取引先に接続し、全ての注文がシステムにより即時に且つ自動的に行われます。当社のカバー取引先は上記のTriple A Experts Investment Services S.A.及びForex Capital Markets Limitedの二社です。相場の急変等により両社からの価格配信の停止、両社の業務・財産等の信用状況やシステム障害、その他何らかの事情により両社とのカバー取引を執行できなくなる可能性があります。その間は新規にポジションを保有することができず、既にポジションを保有の場合はその間の相場変動により損失が発生・拡大する可能性があります、状況によっては保有されているポジションが強制決済されることがあるほか、お客様が預託した証拠金以上の損失を被る可能性もあります。

- お客様から預託された証拠金については、日証金信託銀行株式会社における金銭信託により、当社の固有財産とは区分して管理いたします。

- お客様が注文執行後にその注文に係る契約を解除すること(クーリングオフ)はできません。
- 当社及びカウンターパーティ(カバー取引先等)、又はお客様のご資金の預託先の業務・財産等の信用状況によってはお客様が損失を被る可能性もあります。

当社が本システム上で提供する店頭外国為替証拠金取引には、前記のリスクの他に次のようなリスクが伴います。

価格変動リスク

外国為替市場は常に変動しており、天災地変、戦争、政変等により短期間に急激な変動をすることもあります。その際には、大きな利益が発生する可能性がある反面、思惑とは異なる方向へ動いた場合には大きな損失を被ることもあります。

流動性リスク

外国為替市場において、主要国の休日や天災地変、戦争、政変あるいは外国為替取引の規制等の特殊な状況が発生することにより、取引通貨によっては為替市場での売買高が少ないため、転売又は買戻しができないなど、意図したとおりの取引ができないことや、取引が困難あるいは不可能となる場合、指値及び逆指値注文において指定された価格よりも不利な価格で約定する可能性(スリッページ)もあります。

電子取引システムに関するリスク

本システムを利用する取引には独自のリスクが生じます。お客様のコンピューター等のハードウェアやソフトウェア、通信障害等のほか、当社が提供する本システムの故障・誤作動、また、第三者が提供するオンラインシステム等に関わるすべての故障・誤作動によりお客様に損失が生じる場合にも、お客様がすべての責任を負うこととなります。又、電子取引システムに利用されるお客様の個人情報が窃盗等により漏洩した場合に、その情報が第三者に悪用される等のリスクもあります。

自動売買に関するリスク

お客様は本システムにおいてマカソムリエを選択し自動売買を行うことができます。マカソムリエとは、取引の内容や時期等が予め設定されたプログラムに従い売買シグナルを自動的に発するロジック(以下「プログラム取引型マカソムリエ」という)及びFXトレーダーがその都度自らの投資判断で行う取引(裁量取引)の内容に基づいて売買シグナルを発するシステム(以下「裁量取引型マカソムリエ」という)のことを言います。

お客様が本システムにてマカソムリエを選択し自動売買を行う場合、プログラム取引型マカソムリエのプログラムの欠陥や誤作動等の不具合あるいは裁量取引型マカソムリエの売買シグナル生成の基となる取引を行うFXトレーダーの都合や判断等によりお客様に不測の損失・損害

が生じる可能性があります。また、お客様がマカソムリエを選択して自動売買を行う場合、短時間で自動的に大量の取引が可能となる事から、自動売買を行わない場合と比較して、お客様に発生する損失・損害がより大きくなるリスクがあります。さらに、複数のマカソムリエを組み合わせることで取引頻度や損失・損害が増幅する可能性があります。

その他、お客様がマカソムリエを選択して自動売買が行われている場合であってもマカソムリエ提供者あるいは当事者の判断により売買プログラムや取引戦略の内容が予告なく変更される可能性や、マカソムリエの提供自体が停止、又は廃止される可能性もあります。

なお、以上のことに起因してお客様に生じた損失・損害について、当社は一切の責任を負いません。

ロスカット及び逆指値注文に関するリスク

本システムにおいては、外国為替市場における相場の変動により証拠金以上の損失が発生することを回避するため『ロスカットルール』を適用しております。余剰証拠金(預託された証拠金にお客様の保有するポジションにより発生した評価損益を加減した金額から、ポジションを維持するために必要な維持証拠金を控除した金額)が0(ゼロ)になった時点で当社はお客様の保有するすべてのポジションがロスカットルールに該当したと判断します。その場合、当社はお客様に連絡することなく、お客様が保有するすべてのポジションを強制的に決済いたします。なお、急激な外国為替市場の変動が生じた場合や流動性が乏しくスプレッドが広がった場合、週末の終値と翌週明けの始値に乖離がある場合等には、ロスカットルールがあっても証拠金の額を上回る損失が生じる事があります。また、ロスカットのリスクと同様に損失を限定する目的の逆指値注文にも、指定された価格よりも不利な価格で約定する可能性(スリッページ)があり、お客様の意図していない損失を被る事があります。

指値注文に関するリスク

指値注文は、お客様が発注時に注文の執行を行う価格を指定して行う注文方法で、発注時にお客様に提示した価格に対して、お客様にとって有利な価格を注文価格として指定することができますが、急激な価格変動や流動性の不足等により指値注文が約定しない場合があります。

スワップポイントに関するリスク

店頭外国為替証拠金取引は未決済でポジションを保有している場合には受渡しを毎営業日延長しています。保有しているポジションの売りと買いには、通貨間の金利差を調整した額(スワップポイント)による受取りと支払いが生じます。スワップポイントは、取引対象である通貨の市場金利を反映するため、市場金利が変動すれば、スワップポイントも変動します。又、スワップポイントが受取りから支払いに転じることがありますし、スワップポイントの受取りと支払いは同額ではなく差額が生じます。

なお、スワップポイントは決済時の円換算レートにより円評価した金額で確定し、残高に反映されます。

レバレッジに関するリスク

店頭外国為替証拠金取引は、小額の資金を証拠金として預託することで大きな額の取引ができるレバレッジ効果のある取引で大きな利益が得られる可能性がある反面、大きな損失を被る恐れもあります。また、その損失額はお客様が当社に預託した証拠金を超える可能性もあります。

信用リスク

お客様が取引される店頭外国為替証拠金取引は、お客様と当社との相対取引となります。このため、当社の信用状況によってはお客様が損失を被るリスクがあります。ただし、お客様が当社に預託された証拠金及びお客様の計算に帰属する金銭等は、当社の固有財産とは区分して管理されることにより、お客様の資産が保全されるように図られています。

カバー取引先のリスク

当社はお客様からのご注文をすべて「店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について」に記載しているカバー取引先となる金融機関等とカバー取引を行います。したがって、カバー取引先の信用状況やその他何らかの事情によりカバー取引が執行されないこと等でお客様の取引が継続不可能になることやお客様が損失を被るリスクがあります。

スリッページのリスク

成行注文を行う場合にお客様の発注時に取引画面上に表示されている価格と実際の約定価格との間に差が生じる場合、又は、指値及び逆指値注文を行う場合に指定した価格と実際の約定価格との間に差が生じる場合があります。このことをスリッページといいます。この価格差は、お客様がご利用のパソコン等の端末と当社システムとの間の通信及び、お客様の注文を受け付けた後の当社システムにおける約定処理に要する時間の経過に伴い発生するもので、お客様に有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。

* 上記は、当社が本システム上で提供する店頭外国為替証拠金取引に伴うリスクを簡潔に説明したものであり、取引において生じる一切のリスクを漏れなく示すものではありません。店頭外国為替証拠金取引に係る税制及び関連法規の変更等や、証拠金、スワップ金利等の変更等、現在の条件より不利な条件に変更されることによるリスクもあります。取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究、理解し、お客様の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、お客様の責任において行うことが肝要です。

店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて

本システムを利用した本取引は、金融商品取引法その他の関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。

☆ 取引の方法

a. 取扱通貨ペア

取扱通貨ペアにつきましては、当社ホームページをご覧ください。

※取扱通貨ペアの変更は、当社ホームページ等を通じて公表します。

b. 取引概要は次のとおりです。

商 品 名(取引システム)	macaso
手数料	無料
取引単位	1,000 通貨
取引価格	<p>お客様に配信する価格はカバー取引先から配信されたビッド及びオファーに基づいた価格です。カバー取引先は、複数の金融機関より提示されるビッド及びオファーのうちそれぞれ最も条件の良いものを基に価格を生成し当社に配信します。また、ビッドとオファーの価格差(スプレッド)は常に変動します。</p> <p>【取引価格配信の停止及び再開について】</p> <p>相場状況の急変時や、カバー取引先の状況に変更等が生じたことにより、カバー取引先から価格配信されなくなった場合や配信された価格がインターバンク市場の実勢を反映した価格ではないと当社又はカバー取引先が判断した場合はお客様への価格の配信を停止します。</p> <p>価格の配信が停止しており、その後再開するときについては、カバー取引先から価格の配信を受けることが可能となり、また、それらの価格がインターバンク市場の実勢を反映した価格であると当社又はカバー取引先が判断した場合に価格の配信を再開します。</p> <p>価格の配信を停止している間の相場の状況によっては、再開時の価格がお客様の保有するポジションのロスカット水準に達する場合もあるため、再開と同時にお客様の保有するポジションがロスカットの対象となる可能性があります。その場合、再開時の価格を基準とする成行注文による決済となりますので、必ずしも再開時の価格でロスカットされるとは限りません。また、ロスカット水準付近でロスカットされた場合に比べ、大きな損失が発生する可能性があります。相場の状況によってはお客様が預託した証拠金以上の損失が発生する場合があります。</p>

維持証拠金	取引金額の4% リアルタイム変動 ※通貨ペアごとの維持証拠金額 (参考金額)は当社ホームページにおいて毎営業日更新します。
初回最低預入金額	なし
両建※1	可能※1
取引時間 (日本時間)	(米国冬時間): 月曜日午前7時00分～土曜日午前7時00分 (米国夏時間): 月曜日午前6時00分～土曜日午前6時00分
マージンコール	マージンレベル(純資産/維持証拠金×100)が120%を下回った時点
ロスカット	余剰証拠金が0(ゼロ)を下回った時点
取引方法	インターネット取引
取引手法	裁量取引・システムトレード(自動売買)
注文の種類	成行※2・指値※3・逆指値※4・リミット(決済)・ ストップ(決済)・OCO・If Done・IFO

【注意事項】

- ※1 両建時の維持証拠金は、売りと買いのポジションそれぞれに算出した維持証拠金の合計です。両建取引では売値と買値の価格差(スプレッド)についてお客様が二重に負担する必要が生じるほか、スワップポイントの支払と受取の差額を負担する場合がありますなどのデメリットがあり、経済的合理性を欠くおそれがありますのでご注意ください。
- ※2 成行注文は、お客様が価格を指定しないで行う注文方法ですが、注文が当社に到達し約定処理する時点において、お客様に提示した価格を基に約定します。そのため、お客様が発注した時に取引画面上に表示されている価格と実際の約定価格との間に差(スリッページ)が生じる場合があります。この価格差は、お客様がご利用のパソコン等の端末と当社システムの間での通信及び、お客様の注文を受付後の当社システムにおける約定処理に要する時間の経過に伴い発生するもので、お客様に有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。
- ※3 指値注文は、お客様が発注時に注文の執行を行う価格を指定して行う注文方法で、発注時にお客様に提示した価格に対して、お客様にとって有利な価格を注文価格として指定することができます。ただし、急激な価格変動や流動性の不足等により指値注文が約定しない場合があります。
- ※4 逆指値注文は、お客様が発注時に注文の執行を行う価格を指定して行う注文方法で、発注時にお客様に提示した価格に対して、お客様にとって不利な価格を注文価格として指定することができます。ただし、急激な外国為替市場の変動が生じた場合や流動性が乏しくスプレッドが広がった場合、週末の終値と翌週明けの始値に乖離がある場合等には、指定された価格よりも不利な価格で約定する可能性(スリッページ)があり、お客様の意図していない損失を被る事があります。
- ※5 本システムは、個人のお客様のみご利用可能となっており、法人のお客様への提供は行っ

ておりません。

【macasoに関する注意事項】

1. マカソムリエを選択して行う取引について、売買シグナルに従って発注する取引の内容(通貨ペアや数量等)やタイミングによっては、同じマカソムリエで取引を行っても約定時間や約定価格が異なる場合があります。
2. 各マカソムリエはそれぞれ個別に取得した価格で取引を行っており、また、当社は投資助言報酬を取引価格に含めてお客様に提供しているため、マカソムリエの取引履歴に記載された約定価格に比べて本システムでの取引価格は大きく異なる場合があります。
3. 各マカソムリエが個別に行う取引でロスカットが発生した場合においても、それが売買シグナルとして配信され、当該マカソムリエのシグナルに基づいて保有している全てのポジション(他のマカソムリエの売買シグナルによって保有しているポジションは除きます。)が決済されます。
4. マカソムリエの「マカソムリエ一覧」並びに各マカソムリエにおける統計・取引履歴等で掲載されているデータは、各マカソムリエが行った過去の実際の取引運用成績に基づいたものです。したがって、将来の運用成績を保証するものではなく、相場の状況によっては、過去の運用成績を大きく下回るおそれがあり、各マカソムリエのランキングや統計・取引履歴等に掲載されているデータと大きく異なる場合があります。
5. マカソムリエは、提供前に当社及びマカソムリエ提供業者により採用のための審査を行うほか、採用後においても定期的(毎月)に審査し入れ替えを行っており、当該審査の結果、提供を休止、又は廃止することがあります。当該審査でのマカソムリエ採用可否を判断するための項目は、取引回数や取引期間、平均取引時間(取引の頻度)、勝率、最大ドローダウン、最大オープン取引数等になりますが、その他の要因によっても当社及びマカソムリエ提供業者の判断により提供を休止、又は廃止することもあります。
6. マカソムリエによる取引が4週間以上行われなかった場合、当該マカソムリエが一定期間取引されていないことに関する警告が表示されます。なお、その後も継続して取引が行われなない場合は、定期的に行われる審査の結果、当該マカソムリエの提供を休止、又は廃止する場合があります。
7. お客様は、選択したマカソムリエによる自動売買に任せて取引を行うだけでなく、お客様の任意の判断に基づいて決済注文の執行が可能であるほか、売買シグナルによる自動売買を停止させることも可能です。そのため、マカソムリエが決済シグナルを配信したとしても、それに従わずポジションを保有し続けることも可能です。
8. 各マカソムリエの特徴等は、マカソムリエの「マカソムリエ一覧」並びに各マカソムリエにおける統計・取引履歴等にデータが記載されています。

本取引の詳細は、当社ホームページ上の取引概要及びユーザーマニュアルをご参照ください。

☆ **証拠金** ※()内はmacasoの画面上又はレポート(取引残高報告書)上の表記です。

(1) 取引証拠金(残高)

取引の注文をするときは、予め、証拠金必要額(維持証拠金)以上の額を当社に差入れていただきます。入出金した証拠金に、実現損益及びスワップポイントを反映(決済後に口座残高に反映)した額が取引証拠金(残高)です。

(2) 有効証拠金(純資産)

(1)の取引証拠金(残高)に、ポジションの評価損益及び評価スワップポイントを反映した額が有効証拠金(純資産)です。

(3) 維持証拠金

ポジションを保有するために預け入れておかなければならない証拠金をいいます。
なお、維持証拠金額は相場状況等に応じて適宜見直しを行います。

(4) 余剰証拠金

(2)の有効証拠金(純資産)から(3)の維持証拠金を差し引いた金額をいいます。

(5) 証拠金の追加差し入れ

本システムにおいては、口座に十分な資金がない場合、新規のポジション保有はできません。新規にポジションを保有するには、決済するか、追加証拠金の差し入れが必要となります。

(6) 証拠金の引き出し

余剰証拠金かつ口座残高の範囲内で出金できます。ただし、未決済のポジションを保有しており、余剰証拠金に未決済ポジションの評価損益が含まれる場合はこの限りではありません。

出金のお申込みは、「マイページ」の「出金依頼」よりお申込みください。

なお、出金依頼金額につきましては、ご依頼受付後お取引口座から即時に引き落としとなります。

(7) 出金までの期間

当社がお客様からの出金のお申込を確認した日の翌日から4営業日以内に行います。

☆ **決済に伴う金銭の授受**

決済は、差金決済のみとします。

転売又は買戻しに伴うお客様と当社との間の金銭の授受は、次の計算式により算出した金銭を授受します。

☆ 約定価格差(円) × 取引数量 + 累積スワップポイント

(注) 約定価格差とは、転売又は買戻しに係る約定価格と、当該転売又は買戻しの対象となった新規の買付取引又は新規の売付取引に係る約定価格との差をいいます。

☆ **課税上の取扱い**

個人のお客様が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した利益(売買による差益、スワップポイント収益をいいます。)は、2012年1月1日の取引以降に行う取引は「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

※ 復興特別所得税は、平成25年から平成49年まで(25年間)の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額(利益に対しては、0.315%)が、追加的に課税されるものです。

当社は、お客様の店頭外国為替証拠金取引について、お客様が差金等決済を行った場合には、原則として当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、所轄の税務署、又は税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

店頭外国為替証拠金取引の手続きについて

お客様が当社と店頭外国為替証拠金取引を行う際の手続きの概要は、次のとおりです。

(1) 取引の開始

- a. 本説明書及び「取引約款」等の契約締結前交付書面(以下「本説明書等」という)の交付はじめに、当社から本説明書等が交付されますので、「店頭外国為替証拠金取引」の仕組みやリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨を確認書上でご同意ください。
- b. 店頭外国為替証拠金取引口座の開設
店頭外国為替証拠金取引の開始に当っては、当社ホームページの口座開設申込画面に必要事項を入力してお申込みください。
その際、お申込者をご本人である旨の本人確認書類をご提出いただく必要があります。
なお、口座を開設するには、一定の投資経験、知識、資力等が必要です。
必要書類等が整い次第、当社の口座開設基準に基づき審査を行います。
当社は審査の上、お客様に口座開設完了の通知を送付いたします。
審査の結果によっては、口座開設をお断りする場合がございますのでご了承下さい。

(2) 注文の指示事項

店頭外国為替証拠金取引を発注するときは、本システムの取扱い時間内に、次の事項を正確に指示して下さい。

- a. 通貨(通貨ペア)
- b. 売り・買いの別
- c. 新規・決済の別
- d. 取引額(取引数量)
- e. 注文の執行条件(成行・指値・価格等)
- f. その他お客様の指示によることとされている事項

(3) 転売又は買戻しによるポジションの結了

ポジションの反対売買に相当する取引が成立した場合には、転売又は買戻しとし、取引数量分がポジションから減少します。お客様は決済するポジションを指定して反対売買を行うことができますが、指定がない場合は先入先出法によります。

(4) 発注をした取引の成立

お客様が注文した店頭外国為替証拠金取引が成立したときは、取引報告書を電磁的方法により本システム上にてお客様に交付します。

(5) 約定の訂正等

お客様の注文の約定は、「店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて」の「取引の方法 b. 取引概要」に記載の「取引価格」で説明している方法により生成した価格で行いますが、当社のシステム障害やカバー取引先の価格誤配信等により本来あるべき価格で約定しなかったこと等により、お客様に本来発生していなかったはずの利益又は損失が発生する可能性があります。その場合、当該約定価格と本来あるべき価格の差額について、調整処理をさせていただく場合があります。その場合は当社からお客様に対し、メール又は電話等により速やかにご連絡いたします。

(6) 証拠金の差入れ

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、予め、当社に所定の証拠金を差し入れていただきます。

また、有効証拠金(純資産)から維持証拠金を差し引いた余剰証拠金が0(ゼロ)以下になった時点で、ロスカットが発生します。

尚、当社がお客様から証拠金を含む預託金等を受け入れたときは、電磁的方法によりお客様に受領証を交付いたします。

(7) 取引手数料

当社の取引手数料は無料です。

(8) 電磁的方法による書面の交付

お客様のポジションや証拠金等の状況は、原則として当社取引システムの画面で閲覧する方法(電磁的方法による書面の交付)で交付します。

(9) その他

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社のお問い合わせ窓口にご照会ください。

店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした店頭外国為替証拠金取引、又は顧客のために店頭外国為替証拠金取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下「店頭外国為替証拠金取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

- a. 店頭外国為替証拠金取引契約（顧客を相手方とし、又は顧客のために店頭外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
- b. 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- c. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。）
- d. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- e. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けた顧客が当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- f. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
- g. 店頭外国為替証拠金取引について、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- h. 店頭外国為替証拠金取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- i. 店頭外国為替証拠金取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
- j. 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び店頭外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと
- k. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- l. 店頭外国為替証拠金取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、

又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）

- m. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
- n. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく店頭外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該店頭外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
- o. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
- p. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- q. あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により店頭外国為替証拠金取引をする行為
- r. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の店頭外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として店頭外国為替証拠金取引をする行為
- s. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）
- t. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う店頭外国為替証拠金取引の売付又は買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること
- u. 店頭外国為替証拠金取引につき、顧客の実預託額が約定時必要預託額に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
- v. 店頭外国為替証拠金取引につき、営業日ごとの一定の時刻における実預託額が維持必要預託額に不足する場合に、速やかに顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること
- w. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合）には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合）にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること
- x. 顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること（顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む。）

- y. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること

当社の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について

(1) 当社の概要

当社の概要は次のとおりです。

- 商号 : エキサイトワン株式会社
本店所在地 : 東京都港区南麻布3-20-1 Daiwa麻布テラス4階
電話番号 : 03-6635-6821
沿革 : 平成14年7月 東京都港区にて設立
平成14年9月 外国為替証拠金取引事業開始
平成18年2月 金融先物取引業者登録
平成18年4月 本社を東京都千代田区神田司町へ移転
平成19年9月 第一種金融商品取引業の登録完了
平成22年11月 株式会社シアター・テレビジョンの100%子会社となる
平成22年12月 本社を東京都港区虎ノ門へ移転
平成24年2月 日本ラッド株式会社の100%子会社となる
平成26年8月 投資助言・代理業の登録完了
平成27年9月 株式会社リアルワールドを割当先とする第三者割当増資実施
平成29年9月 エキサイト株式会社の子会社となる
同時に同社を割当先とする第三者割当増資実施
平成29年10月 商号をエキサイトワン株式会社に変更し、本社を港区南麻布へ移転
平成30年1月 FORMAX SOCIAL TRADING (CYPRUS) LIMITEDを割当先とする
第三者割当増資実施
設立年月日 : 平成14年7月1日
資本金 : 437,200,000円 (資本準備金は222,999,466円) ※平成30年1月19日現在
加入協会 : 一般社団法人 金融先物取引業協会 会員番号1526
一般社団法人 日本投資顧問業協会 会員番号012-02686

(2) 苦情受付窓口

当社はお客様からの苦情を次の窓口で受け付けております。

- 受付時間 : 平日 9:00~17:00
窓口 : エキサイトワン株式会社 営業部
受付方法 : 電話、メール

(3) 苦情処理・紛争解決

苦情処理・紛争解決について、当社及びお客様が利用可能な指定紛争解決機関は、次のとおりです。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)

電話番号 : 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

URL : <https://www.finmac.or.jp/>

東京事務所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館

大阪事務所 : 〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル

店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語

- 受渡決済（うけわたしけっさい）

店頭外国為替証拠金取引の場合は、売り付けた通貨を引き渡して買い付けた通貨を受け取るにより決済する方法をいいます。

- 売ポジション（うりぼじしょん）

売付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。

- オファー

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を売り付ける旨の申出をすることをいいます。お客様はその価格で買い付けることができます。

- 買ポジション（かいぼじしょん）

買付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。

- 買戻し（かいもどし）

売ポジションを手仕舞う（売ポジションを減じる）ために行う買付取引をいいます。

- カバー取引（カバーとりひき）

当社がお客様を相手方として行う店頭外国為替証拠金取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該店頭外国為替証拠金取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引又は他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う為替取引又は店頭外国為替証拠金取引をいいます。

- 金融商品取引業者（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）

店頭外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。

- 裁判外紛争解決制度（さいばんがいふんそうかいけつせいど）

訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。ADRともいいます。

- 差金決済（さきんけっさい）

先物取引やオプション取引等の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。

- 指値注文（さしねちゅうもん）

価格の限度（売りであれば最低値段、買いであれば最高値段）を示して行う注文をいいます。これに対し、あらかじめ値段を定めずに行う注文を成行注文といいます。

- 証拠金（しょうきん）

先物やオプション取引等の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金をいいます。証拠金には、取引成立の際に差し入れる当初証拠金とポジションについて割り込むことができない維持証拠金の区分があることがあります。この場合、お客様が差し入れている証拠金額が維持証拠金額を下回った場合には、当初証拠金の水準まで追加証拠金を差し入れなければなりません。

- スリッページ

お客様の注文時に表示されている価格又はお客様が注文時に指定した価格と約定価格とに相違があるこ

とをいいます。

- ・スワップポイント

店頭外国為替証拠金取引におけるロールオーバーは、当該営業日に係る決済日から翌営業日に係る決済日までの売付通貨の借入れ及び買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額をスワップポイントといいます。

- ・追加証拠金（つかしょうこきん）

証拠金残高が相場の変動により自己のポジションを維持するのに必要な金額を下回った場合に追加して差し入れなければならない証拠金をいいます。

- ・デリバティブ取引（デリバティブとりひき）

その価格が取引対象の価値（数値）に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引及びオプション取引を含みます。

- ・店頭外国為替証拠金取引（てんとうがいこくかわせしょうこきんとりひき）

通貨を売買する外国為替取引と取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいい、店頭デリバティブ取引の一つです。

- ・店頭金融先物取引（てんとうきんゆうさきものとりひき）

店頭外国為替証拠金取引のように、金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われる通貨・金利等の金融商品のデリバティブ取引をいいます。

- ・店頭デリバティブ取引（てんとうデリバティブとりひき）

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。

- ・転売（てんばい）

買ポジションを手仕舞う（買ポジションを減じる）ために行う売付取引をいいます。

- ・特定投資家（とくていとうしか）

店頭金融先物取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができません。

- ・値洗い（ねあらい）

保有ポジションについて、毎日の市場価格の変化に伴い、評価替えする手続きを値洗いといいます。

- ・媒介取引（ばいかいとりひき）

金融商品取引業者が顧客の注文を他の金融商品取引業者に当該顧客の名前でつなぐ取引をいいます。

- ・ビッド

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を買い付ける旨の申出をすることをいいます。お客様はその価格で売り付けることができます。

- ・ヘッジ取引（ヘッジとりひき）

現在保有しているかあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを取引所金融商品市場や店頭市場で設定する取引をいいます。

・両建て（りょうだて）

同一の商品の売ポジションと買ポジションを同時に持つことをいいます。

・ロスカット

お客様の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、リスク管理のため、お客様のポジションを強制的に決済することをいいます。

・ロールオーバー

店頭外国為替証拠金取引において、同一営業日中に反対売買されなかったポジションを翌営業日に繰り越すことをいいます。

平成26年 9月 5日制定

平成26年12月26日改訂

平成27年 3月27日改訂

平成27年10月13日改訂

平成28年8月8日改訂

平成28年8月15日改訂

平成29年2月27日改訂

平成29年4月3日改訂

平成29年10月2日改訂

平成29年11月17日改訂

平成30年1月29日改訂

平成30年5月18日改訂

2019年2月21日改訂

(連絡先)

エキサイトワン株式会社

<https://exciteone.jp>

〒106-0047 東京都港区南麻布3-20-1 Daiwa麻布テラス4階

電話：(03)6635-6821 FAX：(03)6635-6822

メール：support@exciteone.jp

店頭外国為替証拠金取引に関するお問い合わせは、上記の連絡先で承ります。